

法人ニュース

公益社団法人

桐生法人会

第121号

(通算169号)

令和6年10月25日

発行所 桐生市錦町3丁目1番25号
〒376-0023 桐生商工会議所会館 4階
☎(0277)45-1211番

公益社団法人 桐生法人会

発行人 津久井 真澄

編集 広報委員会

目次

大川美術館	1P
桐生税務署	2・3P
群馬県法人会連合会	4P
青年部会	6P
行政県税事務所	7P

このニュースがお手元にとどくころには、ようやく秋も深まっていきましょう。さて、猛暑がつづく今年8月から開かれている企画展「石内都 TIME」より、前回に続きご紹

桐生の誇る日本の名画

大川美術館蔵(No.97)

From Kiryu #35

2024年

石内 都

inkjet print 516.0×252 cm

介いたします。

この展覧会は、大川美術館が開館以来、初めての試みとしてひとりのアーティストの作品を全展示室にわたって展示しています。すでにご存じのとおり、当美術館は小さな展示室が連なり、しかも4層にわたって階段を下りていく構造になっています。広く天井の高いホワイトキューブの一般的な美術館とは、大分勝手が違う施設です。

それを石内さんは、迷路のような展示室を逆に生かしながら見事に展示了しました。ご自身の1970年代の初期の作品から最新のシリーズ「From Kiryu」まで、時間が積み重なるように構成しました。

ひとりのアーティストの自分史であると同時に、生まれた地であり、現在住んでいる桐生という街の現在を重ねるように作品にしています。石内さんは、「桐生」の景観について、つぎのように記しています。

「この町は日本の近代産業の象徴的な紡織物で、栄枯盛衰の一途をたどる歴史を持つ。いたるところに時代の忘れ物が点在する中を歩く。その当時の風貌をのこしながら、たっぷり時間に漬かった建物のある風景は、痛ましさを通り越し、廃墟から時のオブジェへ

と変貌したその姿は、感動的です。今回紹介する作品は、最初の展示室の壁面いっぱいに張られた画像です。市のスナックの店構えですが、赤茶色の壁はツタにおおわれて、すでに閉店して歳月がたつていてることがわかります。よくみると、店のガラス面にはカメラを構えたアーティスト自身も写りこまれています。この「桐生」の姿におもう象徴的な作品です。

(大川美術館館長・田中淳)



税を考える週間 11月11日(月)～17日(金)

国税庁では、日頃から国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていたくため、租税に関する啓発活動を行っています。特に毎年11月11日から17日までの一週間を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「これから社会に向かって」をテーマとして、桐生税務署においては、以下のとおり関係民間団体などと共に催した行事が計画されています。

令和6年度 税を考える週間行事

月 日	時 間	行 事 名	主 催	会 場
11月11日(月)～ 11月17日(日)	終日	小学生 「税に関する絵はがき」展示	・公益社団法人 桐生法人会(女性部会) ・桐生税務署管内租税教育 推進協議会	桐生市役所 みどり市役所 等
11月11日(月)～ 11月17日(日)	終日	中学生 「税についての作文」展示	・桐生地区納税貯蓄組合連合会	桐生税務署 群馬県庁 桐生市役所 みどり市役所 等
11月11日(月)～ 11月17日(日)	終日	「税に関する高校生の作文」 展示	・桐生税務署 ・桐生税務署管内租税教育 推進協議会	
11月13日(水)	14:00～	桐生税務署長講演会	・桐生税務署管内 税務関係団体連絡協議会	桐生商工会議所
11月14日(木)	15:00～	納税表彰式	・桐生税務署 ・桐生行政県税事務所 ・桐生地区納税貯蓄組合連合会 ・桐生税務署管内青色申告会連合会	桐生商工会議所

令和6年度 税を考える週間前後における広報行事

月 日	時 間	行 事 名	主 催	会 場
10月6日(木)	10:00～	e-Tax eLTAX PRイベント (末広町防犯防災イベント)	・桐生税務署管内 税務関係団体連絡協議会 (桐生市末広町商店街振興組合)	末広町通り
10月17日(木)	10:00～	e-Tax eLTAX PRイベント (かさかけ商工フェア)	・桐生税務署管内 税務関係団体連絡協議会 (笠懸町商工会)	桐生大学グリーンアリーナ (みどり市民体育館)
11月21日(木)	10:00～	e-Tax eLTAX PRイベント (ビジネスマッチングフェア)	・桐生税務署管内 税務関係団体連絡協議会 (桐生信用金庫)	桐生大学グリーンアリーナ (みどり市民体育館)

令和6年分 年末調整（定額減税）のお知らせ

年末調整や定額減税について知りたい、年末調整の際に行う定額減税事務がわからない、その他年末調整や定額減税についてのご不明な点がございましたら、以下のサイトや国税相談専用ダイヤルで情報提供又は相談対応を行っておりますので、ご利用ください！！

年末調整がよくわかるページ

年末調整に関する情報や年末調整の際に行う定額減税事務に関する情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。



URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

定額減税特設サイト

国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」において、定額減税制度の概要やパンフレット、Q&Aなど、制度に関する各種情報を提供していますので、ご利用ください。



URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

チャットボット

年末調整や定額減税に関する相談は、「チャットボット」をご利用ください。



24時間利用可能（メンテナンス期間を除く。）です。

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>

国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）

年末調整や定額減税制度、年末調整の際に行う定額減税事務についての一般的なご相談については、「国税相談専用ダイヤル」をご利用ください。

群馬県法人会連合会

令和7年度税制改正要望まとまる

群馬県法人会連合会では、県内の会員企業からの税制に対する意見・要望を取りまとめ「令和7年度税制改正に関する提言書」を策定。6月17日に齋藤県連会長と税制委員会の連名にて、小林全法連会長に提出した。

法人会では、三年間にわたり続いたコロナ対策による膨大な財政支出をはじめ、社会保障費の増大などで、当面の改善は見込めない状況にある。引き続き、中小企業の存続と従業員の生活の維持のため、「経済の活性化に資する税制の確立」を中心には言する必要があると考える。更には、「行財政改革の徹底（＝無駄の削減）」も考慮して、理にかないバランスのとれた税制の実現を要望する。今後は全法連税制委員会において、各県連からの提言をベースに「令和7年度税制改正に関する提言」を作成し、国・全国の地方自治体・政党等に改正実現に向けた要望を展開する。

■税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

コロナ禍による財政支出、ウクライナ侵攻等による防衛費の増加、少子高齢化を背景とする子ども手当・

社会保障関係費の増加見込みと、財政健全化の道のりは遠い。しかし、財政の健全化は喫緊の国家的課題であり、歳入・歳出の一般的な改革によつて、不退転の決意で取り組むべき課題である。歳出については、聖域を設けず分野別の具体的な削減方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的な考え方

①NISAやIDECO制度の改正等を行い、国民全体が老後の生活について、備えるための教育・周知が必要
②少子化対策・医療介護改革を中心として、給付と負担のバランスを考えていくことが必要。
③一定の所得を超える勤労者に対する年金の減額等の基準となる所得金額の引き上げ及び所得の把握方法の見直し等、公正な方法に見直す。

3. 行政改革の徹底

新型コロナ対策等で露呈した官僚組織の脆弱性、官僚組織や政治家の昨今の不祥事で国民からの信頼感が大きく損なわれている。国民に痛み

を求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず国會議員及び地方議員が約束を守り、実行すべきである。以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ①国・地方における議員定数の削減、
- ②国・地方における議員定数の削減、

- ③中小企業の未上場株式の評価方法の見直し、経営権の安定した承継のためにも「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

- ④民間活力を阻害する無駄の削減、
- ⑤既得権益構造に根ざす「官」から「民」への天下り人事等の禁止

まずは、拙速に制度の整備を進めるより、信頼性を第一に制度の整備を進めてほしい。マイナンバーカードは、行政サービス向上のために欠かせぬ制度である。信頼性を確保した上、制度の整備を進めてほしい。

4. マイナンバー制度

①法人大税制について

中小企業の財務基盤の安定・強化を図るためにも「軽減税率15%の本則化」と併せ、適用の所得金額を現行の800万円から2,000万円程度に引き上げることを要望する。

2. 事業承継税制の拡充

①火災保険等に係る異常危険準備金について、より持続性の高い制度に拡充すべく、適用区分・積立・洗替保証率について、所要の見直しを行うべき。

②事業用資産を一般資産と切り離した事業承継税制の創設

事業従事を条件として、他の一般財産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

③中小企業の未上場株式の評価方法の見直し、経営権の安定した承継のためにも「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

④民間活力を阻害する無駄の削減、

⑤既得権益構造に根ざす「官」から「民」への天下り人事等の禁止

法人会がかねてより要望している「単一税率の維持（回帰）」を引き続き強く要望する。経過措置の終了する令和11年10月までに小規模事業者に対する支援を検討してほしい。

3. 消費税への対応

ふるさと納税は、自治体間で返礼品競争が発生など、応援したい地域への寄附を進めるとする本来の趣旨が希薄となってきた。高所得者の節税対策ともなり不公平との意見も多く、早急に制度の見直しを要望する。

1. 地方創生

ふるさと納税は、自治体間で返礼品競争が発生など、応援したい地域への寄附を進めるとする本来の趣旨が希薄となってきた。高所得者の節税対策ともなり不公平との意見が多く、早急に制度の見直しを要望する。

2. 震災復興等

①火災保険等に係る異常危険準備金について、より持続性の高い制度に拡充すべく、適用区分・積立・洗替保証率について、所要の見直しを行

(2)更に、水害等の発生後の都市間輸送の正常化等を期して、被災代替資産の特別償却対象資産への鉄道車両等の追加を行うべきである。

(3)東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震、その他にも数多くの災害が発生し、財政出動・義援金等で支援をしているが、今後も予算の適正迅速な執行を継続していく必要がある。

なお、復興特別所得税の2037年度以降の延長が決定され、その税率2・1%中1%は防衛費への転用。増税でなく国債発行で賄うこととし、震災復興の財源を転用するのは明らかにおかしいと言わざるを得ない。

◆納税環境の整備

租税教育の充実

小学6年生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」・「租税教室」は、学校側からも高い評価を受けている。引き続き、税に関わることのみならず、契約や金融、消費者教育、選挙権の行使など、子供たちが「実社会で必要な知識」が身につくようなカリキュラムの構築を要望する。

◆法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

①現行税制では役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、報酬等の改定には厳しい制約が課されてい

る。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入とすべきである。

②会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

③冠婚葬祭費等の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の定期同額給与の原則を廃止すること。

4. 相続税・贈与税

個人や家族の力で残した財産に対する相続税及び贈与税については、財産形成の過程で所得税等に課税されているので、特別控除額の引き上げを要望する。

2. 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては、広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

3. 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

◆個人所得税

①NISAの拡充等、申告者を救済する機会として更生請求が可能となる項目の拡充を要望する。

②年収の壁の引き上げの検討にとどまることなく、就業調整を不要とするためには、制度自体の存続の適否についての検討を要望する。

③個人所得税は、税収を支える基幹税として幅広く公平な負担を求める必要があり、社会保障制度の抜本的見直しを含めた一体的な検討が必要である。早急に制度の撤廃を要望する。

◆その他

1. 印紙税制度 자체の撤廃

IT化が進展する中、「紙」の文書に課税、「電子取引」には非課税という事態が生じており、印紙税自体が不合理で不公平な税制になりつつある。早急に制度の撤廃を要望する。

④老齢年金への課税は、遺族年金と同様に速やかに廃止すべきである。

障害年金と同様に速やかに廃止すべき。

2. 自動車関係諸税

ガソリン税について以下の点を要望する。○消費税との二重課税の即刻廃止。○暫定税率の廃止。○トリガーワン項の発動。

3. 森林環境税

使い残された基金として積み立てられているとの指摘がある。配分方法のあり方など、制度自体の見直しが必要。

4. 電子申告・電子納税

国税と地方税を同じシステムで電子申告納税できるようe-Taxとe-LTAXの規格統一を検討する必要がある。また、恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

5. 提言のあり方

法人会が中小企業の声を発信する組織ということを、より積極的に、より強くアピールするため、「税制改正要望大会」の復活を強く要望する。

また、過去におけるコロナ禍の発生時や大規模自然災害発生時など、法人会では早い段階での経済・税制に対する「緊急提言」を行っていな

いため「税のオピニオンリーダー」として発信するような体制の構築を強く要望する。

令和六年度
群馬県税務功労者表彰式



吉野 雅比古 氏



税務功労者表彰式（正庁の間）



税務研修会

令和六年度群馬県税務功労者彰式が、七月二十六日（金）群馬県庁正庁の間において挙行されました。当表彰は、税務関係団体の役員等で、納税思想の啓発、県税の申告指導及び納税の促進に積極的に協力し、顕著な功績が認められた者に対し表彰されるもので、当桐生法人会関係では、副会長の吉野雅比古氏が受賞しました。

研修会終了後は納涼会を開催し、来賓の皆様を含む五十三名が参加。親睦を深めつつ情報交換もでき、交流を深めることができました。

八月二十九日に桐生商工会議所会館に於いて税務研修会並びに納涼会を開催しました。

研修会は、本年七月に着任された桐生税務署長の高橋宏美氏をお招きし、「源泉所得税 よもやま話」と題してご講演いただき、源泉所得税のしくみや制度のメリット、デメリット、また外國でプレーするスポーツ選手が納税する場合の税制上の実態、また、国税の納付手続きについて学ぶことが出来ました。

研修会終了後は納涼会を開催し、来賓の皆様を含む五十三名が参加。親睦を深めつつ情報交換もでき、交流を深めることができました。

青年部会
税務研修会並びに納涼会



会員納涼会

租税教室を開催

令和六年度事業計画で承認された桐生市・みどり市立小学校十校の六年生児童を対象に租税教室が実施されるもので、これまでに九小学校に對して実施しました。

これは、青年部会が行う税の啓発活動・租税教育活動の一環で、次代を担う子供たちに税の重要性を正しく理解し関心を持つてもらうよう、租税教材を使い、分かりやすく税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室を実施するものです。



副教材、1億円レプリカによる体験



小学6年生を対象とした租税教室

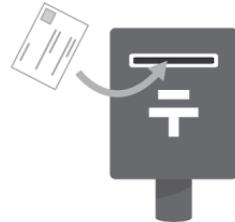
自動車税・軽自動車税等の納税は、**口座振替**が便利です

税金の納め忘れの心配がなくなり、金融機関等に出向く必要もないため、感染症予防にもなります。

申込方法

自動車税

申込はがきに必要事項の記入、届出印の押印をし、ポストに投函。
申込みはがきは、行政県税事務所・各金融機関にあります。



軽自動車税・各種市税（桐生市）

市内の金融機関、市納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で手続きできます。
必要なものは、口座番号がわかるもの（通帳など）、届出印



軽自動車税・各種市税（みどり市）

市内の金融機関、市納税課、大間々庁舎、東支所で手続きできます。
必要なものは、口座番号がわかるもの（通帳など）、届出印

みどモス

【お問合せ先】 群馬県桐生行政県税事務所県税課（桐生市相生町 2-331）電話 0277-53-2113

軽自動車税については、→ 桐生市 電話(代) 0277-46-1111 みどり市 電話 0277-76-0956
各市へお問合せください。



WESTERN

環境GSとエコアクション21の認証を受けた環境に優しい塗装工場です



各種金属焼付塗装
◎溶剤（静電）塗装
◎カチオン電着塗装
◎粉体塗装

ウエスタン塗装 株式会社
伊勢崎市国定町1-48-1
☎ 0270-62-6121

ハラスメント・不当解雇・従業員による不正行為など

『雇用リスク』への対応策は万全ですか？

お客様の「志」を応援し「発展」をサポートする
有限会社 杉戸リスクマネジメント

代表取締役 杉戸 健二（社会保険労務士）
桐生市広沢町4-2021-2 TEL. 0277-54-6118

自動車内装品
裁断・縫製

KIRYU Sewing

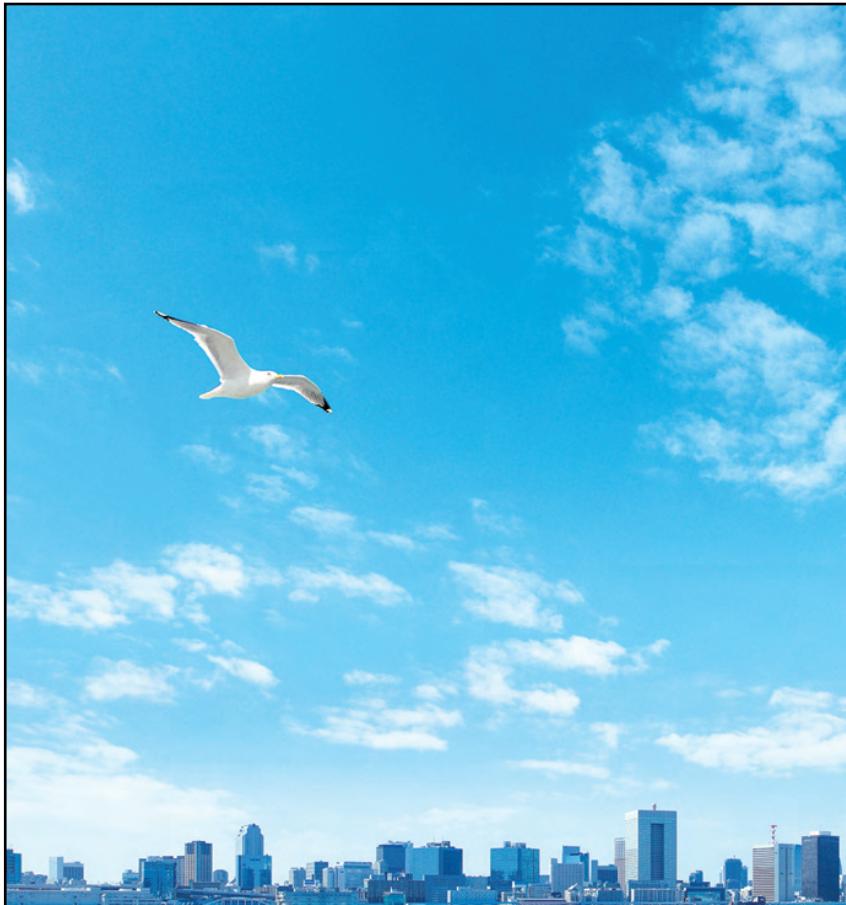
株式会社 桐生ソウイング

ISO9001 認証取得工場



和豚もちぶた生産農場

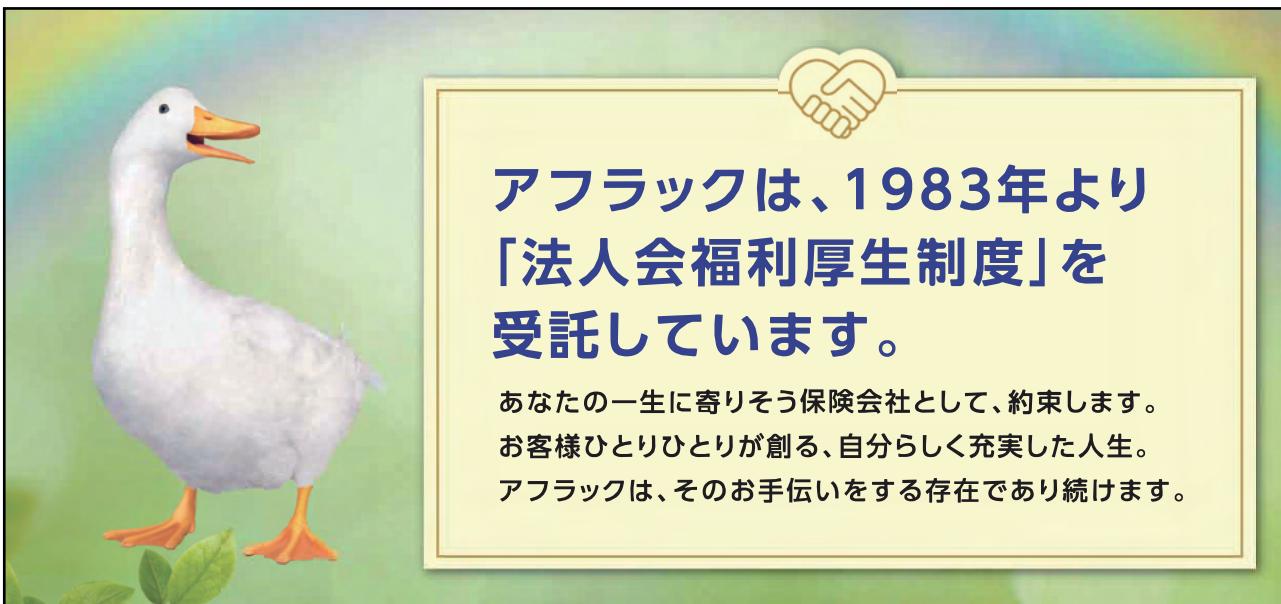
有限会社佐藤ホッグファーム
〒376-0125 群馬県桐生市新里町山上 975
TEL 0277-74-8417



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIKO 大同生命保険株式会社
群馬支社/
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル)
TEL 027-223-5260

AIG AIG損害保険株式会社
群馬支店/
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル)
TEL 027-223-5771



アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



〈引受保険会社〉

アフラック

「生きる」を創る。
Aflac

法人会フリーダイヤル **0120-876-505** ※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。